

李 光 奎 著

## 『韓国家族の構造分析』

『韓国家族の構造分析』

서울 (ソウル) 一志社 1975年 446面

## I

昨年8月に刊行された本書は、評者が知る限りでは社会人類学的方法で韓国家族を分析した最初の研究書である。韓国の家族研究にはすでに法制史的な観点から金斗憲氏の名著『朝鮮家族制度研究』(1949年)、社会学的観点から崔在錫氏の『韓国家族研究』(1966年)、同氏『韓国農村社会研究』(1975年)などが発表されており、韓国の家族研究はいま一つの新しい側面からの労作をつけ加えたことになる。

著者、李光奎教授は現在、ソウル大学校の人類学の副教授で、40代前半の精力的な学者である。本書の序言に示されているように、著者はF・シュー (Francis L. H. Hsu) 教授の心理人類学の理論と、中根千枝教授の社会人類学の家族理論によって韓国の資料を整理し、一歩進んで両教授の理論を批判することを企図しており、具体的には各節ごとに中国と日本の場合をとりあげて比較することによって、一層韓国の家族の特質が鮮明に浮かび上がるように配慮されている。また、著者は徹底的な実証主義の立場をとっており、本書は韓国全国の実に41カ所にも及ぶ調査を基礎としており、本書の随所に引用されている調査の成果は、韓国家族を理解する上で大きな助けとなっている。

本書の構成を示しておく、第一章・序説、第二章・夫婦の結合、第三章・家関係、第四章・家族制度、第五章・家族の構造、付録、から成っている。本稿においては紙面の制約上、章別編成に沿った内容紹介は行わず、本書の主張、特色を述べたあとと多少の疑問や注文を提出することにしたい。

## II

本書を理解する上で第1に重要な点は、著者の家族の捉え方である。著者の研究の目的は近代化以前の伝統社会において数百年も持続されてきた韓国家族の構造を把握することであり(2ページ)(注1)、そのためにはマードック(Murdock)流の核家族重視論では理解が不可能であると。したがって著者は「一つの社会にはその社会

の全ての構成員が共有するある理想型 (ideal model) が存在し、これが構造によって支持されている」(18~19ページ)とする中根教授の考え方にしたい(注2)、家族を「家族構成員、同居同財の生活共同体ということ以外に、家産、家格、家風を含む幅広い概念としての文化集団」(30ページ)であると定義している。このような観点からすれば、韓国の家、中国の家、家庭、日本の家は類似した意味内容を持つという。以上のように家族を定義した上で、韓国と日本の家族の理想型は直系家族であり、中国は数量的にはきわめて少数ではあるが拡大家族を理想型としている、という。

第2に重要な点は、シュー教授の家族の汎文化的類型論の提示する4種の支配的關係線 (dominant dyad) の理論に従い(注3)、家族を夫婦中心、父子中心、母子中心、兄弟中心の4類型に分け、韓・中・日いずれもが父子中心型であり、そのことが3国の家族を類似せしめる特質であるとしている。

以上の2点を前提として本書を理解すると、本書の最大の主張は、シュー教授の父子中心型の類型を受容しつつ、中国の家族を三角構造(父と諸子という関係網を中心とする構造)であるとし、韓国と日本の家族はいずれも垂直構造(父と子の2人を連結している関係線を根幹とする構造)であるとしていることである。中国の家族は三角構造であるゆえ、その構造的特質として拡大家族を志向し、したがって家産の分割も均分的であり、兄弟の間にも長幼の差は少なく、本家一分家の関係も存在しない。一方、韓国と日本の家族は同じく垂直構造をもち、直系家族を志向している。しかし、この両国の家族を継承という側面から見ると、韓国のそれは血縁・出生を重視し、家長権をもってしても血縁・出生の両原則を左右しえない、という意味で血縁的垂直構造であるとする。この構造においては長男が家を継承するのは当然とされているが、一方、次・三男以下も血縁者であることから分家が保障されており、したがって相続の形態は長子優待不均等分割相続となる。また、息子のないばあいの養子は血縁者の男子ということになる。これに対して日本のそれは家長権が強大であり、血縁・出生の原則を無視しうる、という意味で家長的垂直構造である、という。この構造では長男が必ず家継承を行なうとは限らず、相続の形態は単独・独占相続であり、継承予定者とその他の子供たちの待遇の差は歴然としており、非継承者の分家の決定は家長の権限内にある、という(275~279ページ)。

以上のような東洋3国の家族の構造的特質が、家族関

係、親族関係、養子、相続など家族をとりまく諸関係の3国の相違の基調である、という主張がこの比較分析の軸となっている。

次に家族の始まりであり、存続の条件でもある婚姻について見てみよう。韓国・中国には同姓不婚の原則があり、韓国は中国以上に婚姻規定が厳しく、血縁外婚制のみならず、一種の親戚外婚制をとっている。したがって、兄弟縁婚・姉妹縁婚は存在しえない。一方、中国においては外戚に対する不婚規定がなく、外従四寸婚 (maternal cross cousin)・姑従四寸婚 (paternal cross cousin) が存在し、日本においては外婚制の概念が発達せず、はなはだしきは叔父と姪という三寸間の結婚まで可能である、という。このように婚姻規定からみると、韓国と日本の家族は両極に位置する (68~74ページ)。次に居住規定を見ると、日本・中国においては婚礼式が男家において挙行され、新婚夫婦の居住規定は最初から父処制 (patrilocality) であるのに対して、韓国に特徴的なことは、父処婚を原則とはしていても、主たる婚礼式は女家において挙行されるばかりでなく、新郎は最低3日は女家に留まり、ときには年を越し、1年ないし3年女家に留まるといふ。この意味で韓国のばあいは、母処一父処制 (matri-patrilocality) である。これには歴史的な意味があり、本来的には母処制であったものが家父長制家族が強化されるに従って母処一父処制に変化してきた、と考えられている。また、日本には伝統的な意味でのく自由婚>や婿入婚が存在する。このように3国の婚姻の様相はかなり相違する面もあるが、構造的にみれば、3国とも家父長制家族制度に立脚した仲媒婚にその特徴がある (96ページ) という。

以上紹介してきた内容は東洋3国の比較であったが、本書の特筆すべき点は、家系継承からみたばあ韓国家族は幾つかの類型に分けられることを明らかにした、ということにある。著者はそれを①隠居型 (東南型)、②終身型 (西部型)、③独立型 (済州型)、④再帰型 (咸鏡道型) の四つに分類している (246ページ)。この4類型を簡単に説明すると、①隠居型は慶尚北道一帯に分布しているもので、(1)長男がある年齢に達すると、(2)父親がある年齢に達すると、(3)長男以外の子女の結婚が終了すると、といういずれかの基準によって父親が家長の象徴であるサランバン (父親=家長の居室) を長男に譲るといふ一種の隠居制度を伴ったものであり、主婦権も同時に長男の嫁に譲渡される。隠居型は家長権を大体において一時に譲渡することに一つの特色がある (243ページ)。

逆に、②終身型にあつては、父の生前に世帯を譲ることはなく、その代行権ですら財産権、家督権、最後に祭祀権という具合に順次譲渡される。また、両者には家屋の構造上にも差異があり、後者においては父親と長男の居室が、広さや装飾などの面に差がほとんど無いのに対し、前者ではその差が著しいという (243~245ページ)。③独立型は陸地部の継承方法とは大きく異なっている。済州島では一人一人の婦人が独立した炊事の単位をなし (31ページ)、長男も祭祀権を除いて最初から独立した家長権、財産権をもつ。以上の理由から、済州島では父母と子女の同居・別居は陸地部におけるような重要性を持たない、という (245ページ)。④再帰型は慶尚北道安東、咸鏡道の一部などに見られるもので、長男は結婚と同時に分家し、その後すべての息子が結婚した後に長男は父母の家に帰り、父母と同居して家系を継承する (246ページ)。以上述べてきた韓国家族の4類型のいずれにおいても、家系の継承者は長男であり、その継承において祭祀権が最も重要視されること、血縁・直系の原則をふまえている、という意味で韓国の伝統的な家族の類型に含まれるべきものであつて、いずれも韓国家族の亜類型であろうとしている。

以上のように本書の主張を押えた上で、疑問点を提出してみたい。

(注1) 近代化以前といわれているだけで、時期は特定されていない。これは李教授や中根教授の「構造」の捉え方からして当然であるかもしれない。

(注2) 中根千枝『家族の構造』東大出版会 1970年 21ページ参照。

(注3) Hsu, F. L. H., "The Effect of Dominant Kinship Relationships on Kin and Non-Kin Behavior: A Hypothesis," *American Anthropologist*, No. 67, 1965.

### III

まず、韓国と日本の家族を血縁の垂直構造、家長的垂直構造と特徴づけた点に関してである。著者によれば、日本のばあいを「家長的」とする所似は、継承者が長男に限定されておらず、その地位は既存地位 (ascribed status) ではなく、成就地位 (achieved status) であり、ばあいによっては非血縁であることすらあるということに求めている。したがって、後継者の決定権をもつ家長は世代原則や血縁原則を超越する権限をもつ、というところにある。その上、分家の創出決定は家長の権限である、と

いうことももちろん関連している。これに対して韓国のはあいは、後継者は長男に定まっておき、継承者の地位は既存地位であり、次・三男以下は分家することが約束されている。おおよそ以上の理由から著者は日本の家族を「家長的」、韓国のそれを「血縁的」とするわけである。ここで問題となるのは、果たして家長権と血縁原則とが一義的な対抗関係にあるのかどうか、言い換えれば、この両者のいずれが強いのか、という平面的な理解が妥当かどうか、である。評者には著者のこの理解は説得力を欠くように思える。例を示して考えてみよう。著者の論理によれば、継承者が長子相続であるとか、姉家督(初生子相続)のように定まっておき、その決定に家長権が介入しえなればあいは血縁原理が優先することになり、したがって家長権が弱いということになる。ところで、日本において上記のような継承が行なわれる地域は主として東北地方を中心とした東日本であり、それゆえに東日本は継承者決定においては家長権が弱く、分家創出の面においては強い(249ページ)、という奇妙なことになる。逆に、西南日本にみられるいわゆる「末子相続」や非長子・選定相続においては、家長が後継者がある程度自由意志によって決定しうる、という点において家長権が強いということになる。このような理解は家制度確立の強弱という観点からすれば、日本の従来の研究成果とは相入れないものである。いわゆる「末子相続」地帯などで長男相続以外の諸類型が現われているのは、家長権が強くと継承者決定に家長の意志が反映した結果であるというよりはむしろ家制度が確立されておらず、したがって家長権が弱いからであると一般に考えられている(注1)。

では、どうしてこのような理解がなされてしまったのであろうか。その理由は、先にも少し触れたが、継承という現象を家長権の強弱という一つの要素と一義的に結びつけた結果ではなかろうか。確かに韓国における継承は血縁主義、世代主義に基づいている。しかしそのことは韓国において家長権が相対的に弱いということ直ちに意味するとは言えない。このことは上に挙げた例によっても明らかであろう。日本における継承という問題は、私見によれば、多くの要素が複合しており、家長権の強弱ということは、その要素の一つにすぎない。この意味で「ロウイの考えにならって、私もまた、相続というものは、それぞれの民族(種族)、日本に限定して考えれば、各地方、地方によって、地理的・社会的にもっとも都合のよい方法で考えられ採用されたのではなかったらうか」(注2)(傍点原文)とする野口教授の見解は一定の説得力

をもっている。そしてこの見解をいま一步評者流に展開すれば、継承という現象の類型はその地方地方にある傾向性をもって出現するものであり、その傾向性をもたらずものはその地方の規範である。この地方的規範は、その地の初婚年齢、平均寿命、平均出産数といった人口学的要因、生業の形態、生産力、開発余地といった再生産のための条件などが複合したものに整合的な方向で形成され、個々の継承はそういった規範と、個々の家の個的な状況とのかね合いで決定されると思われる(注3)。したがって、上記の諸要因が変化すれば、継承の形態も変化するわけである(注4)。このように、継承の決定ということは血縁原理と家長権との対抗関係といった単純な把握方で把握しきれものではない。このような理由で、評者は著者のこの理解には疑問を呈せざるをえない。

次に注文を一つ。それは韓国の伝統的な家族形態はどのようなものであったか、という点に関してである。韓国の居住規定が母処—父処制である、という指摘はこの点を考えるに際してきわめて重要であると評者には思える。韓国の婚姻規定は親戚外婚制とのことだが、それは元來母処制であったことに由来するのではないか。法制史の朴秉濠教授は「親族生活における母族・妻族の比重が父族に遜色なく広いということは率嫗婚俗を度外視しては考えられない」(注5)とし、今後の研究が必要であるとの留保をつけながらも、新羅・高麗時代には近親婚(同姓間はもちろん、姪、姑、姨従姉妹間をも含む)が盛行していたことを示し(注6)、「男女有別、夫婦有別ないしは婦女の隷属的な地位は率嫗婚俗が崩壊しはじめる李朝後期から拍車がかけられたのではないか」(注7)と推測している。朴教授は明らかに韓国固有の家族形態の存在を想定し、それが儒教の受容によって徐々に現在のような形態に変型されたと見ており、母処—父処制という居住規定のなかにその遺風を見ようとしているのである。朴教授の想定が正しいとすれば、韓国における伝統的な家族が血縁の垂直構造をもつものであったかどうかにも多少の疑問が残らなくもない。著者もまた儒教文化によるきわめて大きな影響と、その影響が上層から下層へと浸透し、その過程において韓国の基底文化と対立・融合しつつ現在の構造が形成されてきたことを指摘している(298ページ)。しかし、そうだとすれば、その過程で韓国の家族構造がどのように変化し、あるいはしなかったのかを示す必要がある。

以上、2点について疑問と注文を述べてきたが、著者の理論化への強い志向と、幅広い文献の渉猟には全く

頭が下がる思いがする。この書評で述べてきた疑問、注文について李教授の御教示を頂きたいと思う。

(注1) たとえば、内藤莞爾『末子相続の研究』弘文堂 1973年などを参照されたい。

(注2) 野口武徳「日本の相続に関する一仮説」(『民族学からみた日本』河出書房新社 1970年) 113ページ。

(注3) 拙稿「韓国と日本の家族についての一視角」(『アジア経済』第17巻第3号 1976年3月)をも参照

されたい。

(注4) たとえば、大石慎三郎『近世村落の構造と家制度』御茶の水書房 1968年 第7章を参照されたい。また、制定法との関連も重要な論点である。

(注5) 朴秉濠「率婿婚俗에 由來하는 親族 忌婚 範圍」(『韓國法制史攷』서울 法文社 1974年) 353面。

(注6) 同上書 341面。

(注7) 同上書 332面。

(調査研究部 服部民夫)

アジア経済研究所刊行

小 浪 充 編

発展構造の比較研究

研究参考資料245/B 5 判/212ページ/1300円

2年間にわたる研究の成果である本書の構成は、第I部歴史的・概念的アプローチ、第II部計量的アプローチとなっており、両者の可能な限りの接近を試みている。こうした本書の試みが、研究者諸氏の新しい研究の手掛かりとなれば幸いである。

徳 田 教 之 編

中国社会主义の戦略形成, 1953—58

研究参考資料246/B 5 版/193ページ/1400円

本書は第1次5カ年計画期(1953~57年)中国を、優れて現代的問題意識から分析する。今日の中国の大変動の原点はこの時期にある、との視点から、社会主義戦略としての毛沢東主義の起源、形成、現代修正主義批判の起源と展開、最後に、軍事戦略の決定過程、等を分析する。

桜 井 浩 著

韓国農地改革の再検討

研究参考資料248/B 5 版/176ページ/1300円

朝鮮戦争の勃発等、政治的な激動が続いた1948年から51年にかけて実施された韓国の農地改革に全面的な検討を加えた本書は、過去の研究成果の上に農地改革の主体、「土地資本」の産業資本への転化等において新たな見解を提示する。「セマウル運動」を展開中の韓国農村の理解に最適の書。巻末に主要関係法令と文献目録を集録。

アジア経済出版会発売